

小山工業高等専門学校授業料免除及び徴収猶予に関する規程

制 定 平成3年4月1日

最終改正 平成24年4月1日

第1章 総則

第1条 小山工業高等専門学校学則（昭和40年4月1日制定）第34条第2項の規定に基づく授業料の免除及び徴収猶予については、法令その他特別の定めによるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2章 授業料の免除

第2条 経済的理由により納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる学生に対しては、本人の申請に基づき、選考の上、その期に納付すべき授業料の全額又は半額を免除することができる。

2 休学・死亡等やむを得ない事情があると認められる場合についても、次の各号に定めるところにより、その授業料を免除することができる。

一 休学を許可した場合は、月割計算により休学当月の翌月から復学当月の前月までの未納の授業料の全額。ただし、休学当月が当該期の授業料の納期限後である場合は、授業料の徴収の猶予又は月割分納の許可を受けている者を除き、その期の授業料は免除しない。

二 死亡又は行方不明のため学籍を除いた場合は、未納の授業料の全額

三 授業料の各期ごとの納期前6か月以内（新入学者に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内）において、学生の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって、校長が相当と認める事由により納付が著しく困難であると認められる場合は、本人の申請に基づき、選考の上、当該事由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料。ただし、当該事由発生の時期が当該期の授業料の納期限以前であり、かつ、当該学生が当該期分の授業料を納付していない場合においては、当該期分の授業料

四 授業料の未納を理由として学生に退学を命じた場合は、未納の授業料の全額

五 授業料の徴収の猶予を許可している学生に対し、その願い出により退学を許可した場合は、月割計算により退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額

第3章 授業料の徴収猶予

第3条 次の各号に該当する場合は、本人（本人が行方不明の場合は本人に代わる者）の申請に基づき、選考の上、前期分については8月末まで、後期分については2月末までその期に納付すべき授業料の徴収を猶予することができる。

一 経済的理由によって納期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

二 行方不明の場合

三 学生又は学資負担者が災害を受け、納付が困難であると認められる場合

四 その他やむを得ない事情があると認められる場合

第4条 特別の事情がある場合は、本人の申請に基づき、選考の上、その期に納付すべき

授業料の月割分納を許可することができる。この場合の月割分納額は、授業料年額の12分の1に相当する額とし、毎月校長の指定する日までに納付させるものとする。

第4章 授業料免除等の申請手続

第5条 授業料の免除又は徴収猶予の許可を受けようとする者は、前期については、3月20日から4月9日までに所定の願書により申請を行い、さらに、校長の指定する期日までに次の書類を提出しなければならない。後期については、9月20日から10月7日までに所定の願書に次の書類を添えて、校長に願出するものとする。

一 家庭・学資調書

二 所得証明書又はそれに代わるもの

三 第2条第2項第3号又は第3条第3号の規定に該当する場合は、市町村長又は警察署長が発行した被害程度が判明できる罹災証明書

四 その他校長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、前期において授業料の免除を申請する者が、後期においても免除申請を予定している場合は、前期の申請に併せて後期の免除申請を行うことができる。

第6条 授業料の免除又は徴収猶予の取扱いは、指定の期日までに必要書類の提出がなされた申請に対して、当該期分の授業料について、学生委員会の議を経て校長が許可する。

第5章 授業料免除等の許可の取消

第7条 授業料の免除又は徴収猶予を許可された学生で、許可の決定後その理由が消滅したとき、若しくは授業料免除等の申請について虚偽の事実が判明したときは、学生委員会の議を経て校長がその許可を取り消す。

2 前項の規定により許可を取り消したときは、その取り消しの日の属する月に、次の各号に定める授業料を納付させるものとする。

一 免除の理由が消滅したことにより許可を取り消した場合は、月割計算による取り消しの日の属する月以降のその期の授業料

二 徴収猶予の理由が消滅したことにより許可を取り消した場合は、未納のその期の授業料の全額

三 不正事実の発見により許可を取り消した場合は、免除又は徴収猶予を許可したその期の授業料の全額

附 則

1 この規程は、平成3年4月1日から施行する。

2 授業料及び寄宿料免除等に関する規程（昭和40年10月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。